

## W e b会議システムZ o o mプロライセンスの賃貸借仕様書

京都市上下水道局総務部総務課

### (適用範囲)

第1条 京都市上下水道局（以下「甲」という。）と契約者（以下「乙」という。）におけるW e b会議システムZ o o mプロライセンスの賃貸借に関する仕様書は、次条以下のとおりとする。乙は、この仕様書に従って、契約を履行すること。

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（12か月間）とする。

### (支払方法)

第3条 支払方法は1回払いとする。請求は、賃貸借期間開始後に行うこと。

2 甲は、乙の適正な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

### (疑義)

第4条 乙は、本仕様書の内容等に関して疑義がある場合、契約前に甲の説明を受けておくこと。

2 乙は、契約決定後に生じた疑義又は本仕様書に定めのない詳細事項の取扱いについて、原則として甲の解釈に従う。

3 本仕様書に特段の記述がなくても、本契約の遂行に当たって必要な付帯的作業は、乙の責任において実施する。